平成２１年（フ）第６３７号
茨城県笠間市箱田2656番地２
債務者　高桑誠一郎
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６４５号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ケ崎1840番地25
債務者　大橋　千春（旧姓滝原）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６４９号
茨城県常陸太田市落合町1171番地
債務者　坂本　道男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６５１号
水戸市上水戸２丁目10番28号、旧住所水戸市赤塚２丁目2042番地の４
債務者　仁瓶　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５４８号
石川県白山市千代野西１丁目５番地13
債務者　北村　裕香
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６９号
山梨県南アルプス市十日市場801番地１　リゾート小宮山Ｂ－２
債務者　豊福　光晴
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
山梨県甲府市山宮町2700番地15
債務者　上田　利勝
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
山梨県甲斐市長塚870番地７
債務者　有野　純子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
長野県諏訪郡下諏訪町575番地の１
債務者　中村千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５７８号
岐阜県山県市富永342番地１
債務者　片岡　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６８６号
岐阜市大洞柏台１丁目１番地　大洞緑団地柏台1615号
債務者　宇野タカ子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２２８６号
愛知県北名古屋市宇福寺天神239番地　曽根アパート202号
債務者　犬飼　雅彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３８号
名古屋市中区平和２丁目10番18号　クレグラン東別院1001号
債務者　森　　裕晃
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９３６号
名古屋市北区上飯田北町２丁目30番地　桂荘８号
債務者　畑中　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３５号
滋賀県東近江市沖野２丁目８番35号
債務者　藤川　哲夫
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１７３３号
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町18番地　辻新ハイツ105号
債務者　西村美智子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４７号
京都府向日市物集女町クヅ子６番地の２　ドルチェクロダ103号室
債務者　山田美貴子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係